

久留米市男女平等行政の推進のために

—久留米市男女共同参画行動計画推進のための提言—

令和6（2024）年3月

第18期久留米市男女平等政策審議会

久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
3. 男女があらゆる分野とともに参画できるまちをつくります。

(昭和63年告示第103号)

提言にあたって

久留米市では昭和 63 年に「女性問題解決のための久留米市行動計画」が制定されるとともに「久留米女性憲章」が制定されました。平成 13 年には男女平等施策を実施する拠点として久留米市男女平等推進センターが開館し、平成 14 年には「久留米市男女平等を進める条例」が制定され、以来、様々な分野における男女平等ならびに男女共同参画社会形成のための施策を推進してきました。今年度は、「第 4 次久留米市男女共同参画行動計画」と「第 3 次久留米市 DV 対策基本計画」の 3 カ年目にあたり、男女平等や男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施状況を確認しつつ、実効性の高い施策の実施に向けて取り組みを一層推し進めていくことが求められています。

男女共同参画に関する国の取り組みに目を向ければ、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 年にはその実施計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降、令和 2 年の「第 5 次男女共同参画基本計画」まで基本計画が策定されています。この基本計画には各分野における数値目標が掲げられており、そのうち「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」については、社会のあらゆる分野で指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30% を超えることを数値目標として定めています。しかし、この 30% という目標値は、平成 15 年時点において 2020 年を達成年度として掲げられてきた目標です（いわゆる「202030」）。つまり、同様の数値が目標として掲げ続けられている現況は第 4 次男女共同参画基本計画の実施期間までにこの目標が達成されなかったことを示すものであり、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みは国レベルでも必ずしも順調に進んでいるとはいえません。

男女平等に向けた施策の推進が制度として取り込まれるようになって久しい今日、これまでの取り組みをたんに継続するだけでなく、その意義をあらためて確認し新たな世代にも引き継いでいくこと、これまでの取り組みが十分に届いていない層への新たな取り組みを展開していくことが国や地方公共団体に求められます。

久留米市が本提言を真摯に受け止め、男女平等に向けた全庁横断的な取り組みを市民と協働で進め、誰ひとり取り残されない社会づくりが達成することを期待します。

令和 6 年 3 月

久留米市男女平等政策審議会 会長 井上智史

目次

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等意識づくり	5
提言1 男女共同参画教育の推進	5
提言2 男女平等の視点に立ったキャリア教育について	6
提言3 包括的性教育の実践に向けた取り組み	6
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	8
提言4 農業委員への女性参画促進	8
提言5 競争入札参加登録事業者に対する女性活躍推進の取組への加点検討について	8
提言6 女性の非正規労働についての実態把握	9
提言7 地域防災・災害対策分野の女性参画推進に向けた、地域における女性参画、リーダー育成について	9
提言8 経営層や管理職層への直接的な働きかけについて	10
提言9 仕事と家庭の両立支援のためのテレワーク推進支援について	11
提言10 公立保育園の存続に向けた取り組みについて	11
施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	13
提言11 DV相談窓口等の案内について	13
提言12 男女平等推進センター相談員処遇改善について	13
提言13 SNSを通じたDV・DV相談に関する効果的な広報の在り方	14
施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり	15
提言14 ライフ・ステージに合わせた女性と健康に関する教育（大人に対する教育）	15
提言15 パートナーシップ制度について	16
計画推進体制の整備	17
提言16 男女平等推進委員の活用について	17
提言17 第4次久留米市男女共同参画行動計画について	17
資料	19

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

提言1 男女共同参画教育の推進

＜現状＞

世界の男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数で、毎年トップを占めるアイスランドは「教育を通じた男女平等文化の醸成」のため、強固な男女平等教育を続けてきた。これが今日の地位を占める結果をもたらしたと言っています。それに比べて日本の順位は下落の一途を辿っています。一人ひとりが性別に縛られず、自分らしく生きられるように「人」を育てることが男女平等教育です。

福岡県教育委員会の「男女共同参画教育 指導の手引 改訂版」には「男女共同参画教育を推進する取組は、学校の教育活動全体で意図的・計画的・系統的に行う必要があります。しかし、一部の学年や教師の取組だけにとどまり、学校全体としての取組にまで至っていない状況があります。」と指摘しています。本市でも全校で「男女共同参画教育」に取り組まれていると評価されてきましたが、現状はごく一部の学級や教師だけの取組にとどまっています。今、LGBTQ の子どもたちが抱える悩みや子どもへの性暴力の低年齢化と拡大が顕在化し問題となっている時、学校現場で子ども達がその問題の根底にある人間の尊厳や性差別についてしっかりと学習することは、緊急かつ重要事項であると考えられます。格差の解消は多様性につながります。男女の格差是正はその第一歩で、LGBTQ も含めた多様性の確保がますます必要とされています。人権に根差した系統的なカリキュラムの男女平等教育が必要なのです。

教育委員会は、教材の実態やコンテンツの把握、幅広い知見の検討等を行うと言われていますが、副読本の改訂は3年前から強く要望されてきたことです。収集可能な資料を活用し、専門的な知見を有する協力者を集結して、一日も早い副読本の改訂に取り組むことが求められています。

＜提言内容＞

- (1) 全教職員の男女平等の研修を充実・推進すること、そのために校長の男女平等教育への指導力を高めること。
- (2) 全ての学校で一部の教職員による男女平等教育ではなく学校として体系的・計画的に男女平等教育を実施すること。
- (3) 男女平等に関する副読本の早期改定を行うこと。

提言 2 男女平等の視点に立ったキャリア教育について

<現状>

令和元年度第 8 回久留米市男女平等に関する意識調査によると、「男女で採用人数等に差があり、女性は男性より採用されづらくなっている」「女性の業務が補助的業務になっている」「女性にはつけないポスト・職業ある」の割合が高くなっています。また、26 年度調査と比べると「結婚や出産時に退職する慣行や退職を迫るような圧力がある」「女性の仕事を互助的業務に限っている」の割合が増加しています。これは固定的な性別役割分業を前提とした意識・慣習・制度が、ジェンダー平等社会を阻害している要因の一つであることは明白です。

また、男女を問わず、若者の離職率増加や雇用のミスマッチは、労働に関する知識を学ぶ機会が十分でなかったことに起因すると考えられ、小・中・高校生などの早い段階から、働く際のルール等を学ぶことは、トラブルを未然に防ぎ、自ら充実した職業人生を歩んでいくために大変重要です。

久留米市男女平等を進める条例には、「第 11 条、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする」とされています。ジェンダー平等が達成され、性別にかかわらず誰もが人生の選択肢を増やすことができ、自らの可能性を最大限生かしていけるように、男女が対等平等で、個人が尊重される社会になるためには、意識や慣習を変え、制度を変えていこうとする力を培うことが学校における男女平等教育に求められているのではないのでしょうか。

<提言内容>

固定的性別役割分担意識や性にとらわれない主体的な職業選択、ワーク・ライフ・バランスなど男女平等の視点からのキャリア教育についての学習と授業等を各学校の課題に応じて実施すること。

提言 3 包括的性教育の実践に向けた取り組み

<現状>

久留米市の性に関する教育は、保健主事や養護教諭が中心となり作成されている「性に関する指導の年間計画」に基づいて行っておられますが、その中には「けがや病気の予防」といった保健に関する内容や、「心身の発達」という子どもの成長発達の内容も含まれており、『性』を系統だって教育されている内容となっております。また、今年度から始まった文科省の教育プログラム「生命の安全教育」は、防犯や情報モラル教育が重視されているもので、性と人権について系統的に学ぶカリキュラムになっていません。インターネット・SNS 上に性に関する情報が制限なく溢れている状況のなか、我が国ではユネスコが提示した包括的性教育の理念と全体像を示す「国際セクシュアリティ

ィ教育ガイダンス」を取り入れておらず、義務教育では「性交」に触れないという歯止め規定により、子ども達が正しく「性」のことを学ぶ機会はありません。予期せぬ妊娠や、蔓延している性感染症等のリスクから若者を護っていくためにも、義務教育の間に正しく性のことを学ぶ機会が必要です。性に関わる教育の根底には、人間尊重やお互いの人格を大切にすること、人権の尊重、男女の平等があり、自らの性を、他者の性を大切にできるということがあります。包括的性教育を受けた子ども達は、より慎重な性行動を選択するようになることが明らかにされています。

久留米市は、「人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち」を掲げ、取り組んでいます。性は人権の問題であることを認識して頂き、久留米市が率先して子ども達の包括的性教育に取り組んで頂きたいと思えます。そのためにも、まずは大人が正しく性のことを知ることが重要であり、保護者・先生方への知識・情報の提供も併せて取り組んで頂きたいと思えます。

＜提言内容＞

- (1) 効果的な性教育の推進に向けた専門家、団体・大学等の連携システムを構築すること。
- (2) 性教育推進のモデル校を立ち上げ、系統的な性教育の試みに取り組むこと。
久留米市立の中学校の中には生命の大切さを学ぶ「赤ちゃんふれあい体験」を、学校、教育委員会、地域が連携し、長年にわたって取り組んでいる実績があります。このような学校をモデル校として、性教育に取り組むことができるのではないかと思います。
- (3) 久留米市小・中PTA 連合協議会をとおした保護者への性教育に対する知識・情報の提供を行うこと。
- (4) 教員（中堅以上・役職者）への性に関わる研修会を開催すること。

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

提言4 農業委員への女性参画促進

<現状>

国は、2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画で、全ての分野において「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされています。農業分野においても、農業を支える「農業者」の集まりである「農協」と、農業生産の基盤である「農地」の適切な利用を推進する「農業委員会」に女性の視点を活かすことによって、農業の持続的な発展や地域経済の活性化につながると考えています。

7月の農業委員改選では、5名の女性農業委員が誕生し、女性の農地利用最適化推進委員は1名増の2名となりました。しかし、両委員とも女性の占める割合は20.8%、6.8%と過去5年間で伸びておりません。農業委員の過半数が認定農業者であることが条件ですが、女性の認定農業者が少ないことが要因の一つに挙げられます。そのほかの要因としては、女性農業者の多くは、家事・育児・介護の負担が大きく、外出する機会が制限され、夫や家族、地域の理解が得られにくいことが挙げられます。

農地利用最適化推進委員については関係団体の長や地域住民の間でもあまり周知されていないことが女性農業委員を増やす取り組みの中でわかってきました。女性が農地利用最適化推進委員を経験することで、それが自信につながり、女性農業委員誕生への道筋を作ることができると考えます。また、農地利用最適化推進委員の条件に認定農業者であることは必須ではなく、任期の間に認定を受けることを勧奨することも可能ではないでしょうか。

<提言内容>

- (1) 女性農業委員を早期に目標値まで達成させること。
- (2) 農地利用最適化推進委員の周知と、女性の登用を進めること。
- (3) 農業分野での男女平等意識を高める取り組みをさらに進めること。

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

提言5 競争入札参加登録事業者に対する女性活躍推進の取組への加点検討について

<現状>

競争入札参加資格登録事業者に対するインセンティブの付与、加点制度の見直しについては、数年来提言を行ってきました。

昨年度も久留米市の実情にあわせた見直しを提言し、新たな加点項目として若手技術者や女性技術者の雇用に関する加点等を検討中との回答を得ました。建設業界の団体と

意見交換を行う等、具体的な働きかけが行なわれているようですが、企業の技術力を測る本来の主旨と社会貢献度評価のバランスをどうとるかといった制度設計上の課題がネックとなっているとの説明でした。

すでに「子育て支援・男女共同参画推進」をはじめ「災害協定」「障害者雇用」等6項目が設定されており、新たな項目の追加が困難であることに一定の理解はしますが、働きかけを行っている建設業界での若手・女性の活躍は喫緊の課題です。引き続き実現に向けた取組みを継続することが重要と考えます。

＜提言内容＞

小規模事業者の多い久留米市に適した入札加点制度、特に若手技術者、女性技術者の雇用に関する加点について検討を行うこと。

提言6 女性の非正規労働についての実態把握

＜現状＞

平成29年度の『久留米市雇用実態調査』以降、当該調査は実施されていません。したがって、令和4年度の久留米市男女平等政策審議会からの提言において、当該調査の実施を求めましたところ、調査は年間を通じた作業で多額の費用も要し、同様の規模・形式での当該調査を実施することは難しいという回答でした。

しかしながら、令和4年度の久留米市男女平等政策審議会からの提言22にもあるように、男女別の統計すなわちジェンダー統計の意義は、女性のおかれている現状を把握するだけでなく、問題解決のための施策の立案とその成果の検証にあります。このことから、以下の2点を提言します。

＜提言内容＞

- (1) 『久留米市雇用実態調査』を今後も実施すること。
- (2) 『久留米市雇用実態調査』の実施が可能になるように規模・形式を工夫した計画を策定すること。

施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

提言7 地域防災・災害対策分野の女性参画推進に向けた、地域における女性参画、リーダー育成について

＜現状＞

地域防災や災害対策における女性参画の重要性は誰もが認めるところです。防災・災害対応の女性参画を実効的なものとして推進していくためには、その基盤として、平時の地域活動における女性の参画、とくに意思決定などに関わる役員・リーダーとしての女性参画が欠かせません。

近年、久留米市内においても豪雨災害等が頻発しており、防災や災害対策の面で地域

社会に期待される役割は非常に大きくなっていますが、地域社会における意思決定に女性が役員・リーダーとして参画できていなければ、災害に強い地域づくりは達成できません。

校区コミュニティ組織における女性役員割合は現状で 19.8%（自治会における女性会長割合は 9.1%）となっており、これは久留米市新総合計画第 4 次基本計画の令和 7 年度目標値 20%に迫るものです。この目標を早期に達成し、さらに集団内の少数派が意思決定に大きな影響を及ぼすようになる分岐点とされる 30%に近づけていくことが、災害に強い地域づくりには不可欠です。

＜提言内容＞

- （1）校区コミュニティ組織における女性役員割合の目標値 20%を早期に確実に達成し、さらに 30%に近づくよう、地域への働きかけを継続的に行うこと。
- （2）女性役員の担い手育成のために、地域における女性リーダー研修を実施すること。

施策 5 ワーク・ライフ・バランスの実現

提言 8 経営層や管理職層への直接的な働きかけについて

＜現状＞

（1）第 4 次久留米市男女共同参画行動計画では、事業 No. 35 として「仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発および支援の充実」が挙げられ、企業経営者及び管理職層を対象とした働き方改革や両立支援のための事業を実施するとされています。令和 4 年度に実施した両立支援セミナーでは、26 団体 27 名の参加者のうち経営層は 3 名、管理職層は 12 名の参加とのことでした。市内の全事業者数に対してこの参加者数は決して十分であるとは言えず、問題意識が高くない経営層・管理職層に対しては商工労働ニュースやメールマガジン配信だけの周知では施策の重要性が響いていないのが現状です。

「男女共同参画社会 久留米」を実現させるためにも、両立支援策や女性活躍推進策の必要性、具体的な進め方等について、直接企業の経営層・管理職層に働きかけを行うことが必要です。

（2）「第 2 期久留米市地方創生総合戦略」では基本的視点として「就労、結婚・出産・子育ての希望の実現」「人口減少・超高齢社会・外国人増加など時代を見据えた都市の構築」を掲げています。

人手不足に悩みを持つ経営層にとって人口減少社会に対応した都市の再構築は強く要請される場所であり、このような視点から女性活躍推進、両立支援策の充実を説くことは説得力を持つと思われます。将来に向け活力ある久留米市をつくっていくため市長が機会を捉え、直接経営層に働きかけを行うよう提言します。

＜提言内容＞

- （1）経営者が集まる各業界の組合や既存の商工団体の会合等に担当部署が出向き、両

立支援や女性活躍等の重要性、具体的な進め方等について直接的な働きかけを行うこと。

- (2) 人口減少社会に対応した久留米市を構築するとの視点に立ち、市長自らが機会を捉え、両立支援や女性活躍等の重要性について直接経営層に働きかけを行うこと。

提言 9 仕事と家庭の両立支援のためのテレワーク推進支援について

<現状>

仕事と家庭の両立が可能な社会の実現に向けて、テレワークという柔軟な働き方の推進は重要な取り組みです。厚生労働省は令和 5 年 11 月の労働政策審議会において、子どもが 3 歳になるまで従業員がテレワークを活用できるよう、企業に努力義務を課す案を示しました。この案は令和 6 年の通常国会にて育児・介護休業法の改正案として提出される予定であり、さらに柔軟な働き方の推進のため就学前の子どもまでテレワークを選択できるよう制度を見直すことが検討されていることから、仕事と家庭の両立支援策としてテレワークの制度は今後広がっていくこととなります。

また、「第 2 期久留米市地方創生総合戦略」では、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう就労環境を整えるためにテレワークの導入を促進すると掲げてあります。さらに、令和 5 年 12 月に出された改訂版において、社会課題解決のために「デジタル技術を活用する機会を促進する必要がある」と追記されていることから、久留米市としても今後テレワークを推進支援していく姿勢が伺えます。

しかしながら男女共同参画局の調査では、テレワークで男性の育児・家事時間が増加したが女性も同様に増加しており、育児・家事分担の偏りが女性に大きな負担となっている結果となりました。

第 4 次久留米市男女共同参画行動計画における施策の方向 I - 施策 1 にて「固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発」と挙げられている通り、テレワークの際の男女間の不均衡の背景にはこの固定的な性別役割分担意識が顕著であり、その意識を解消して男女平等意識の啓発を行っていくことが不可欠です。

<提言内容>

テレワークを推進支援する際には、根強い固定的な性別役割分担意識の変革を念頭に置いた従業員向けの研修を行うことを企業に促しながら、企業に対して男女平等意識の周知・啓発を行うこと。

提言 10 公立保育園の存続に向けた取り組みについて

<現状>

久留米市には現状で 9 園の公立保育園が存在しています。公立保育園には、「支援を必要とする児童の受入をはじめとした先導的役割」「保育の質の向上を担う人材を育成する役割（人材養成機関）」の役割を担っております。

「支援を必要とする児童の受入をはじめとした先導的役割」については、障害や疾病により、医療的ケアなどの特別な対応が必要な子どもの保育の実施、児童虐待や不適切な養育等への児童相談所をはじめとした関係機関とのスムーズな連携、緊急時の対応（災害時における代替保育の実施、民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖や一時休園する場合等の児童の受け皿）となっており、私立保育園では十分担えない重要な役割を担っております。

「保育の質の向上を担う人材を育成する役割（人材養成機関）」については、経験豊富なスキルの高い保育士が十分存在することで、公立保育所が蓄積してきた知識・経験及びノウハウ等を組織的に保有・継承し現場対応力が高い保育士を養成すること、現場での実践に基づいた指導監督及び相談支援を担うことができる行政保育士を養成すること、保育・子育て支援行政に係る計画や指針等の策定・見直しや事業立案等を行う行政職員の養成、市全体としての保育の質の向上に向けた研修の企画立案・実施（保育内容、保護者対応、給食、災害時対応、アレルギー対応、職員の育成、地域との関わり等）の役割を担うことが可能となっております。公立保育園の保育士は事務職と同じ給料表を用いています。久留米市職員の基本給の平均月額（諸手当を除く）は、令和3年4月1日現在、326,990円（平均年齢43.1歳）です。令和3年4月現在、久留米市の公立保育園の保育士平均年齢は42.4歳です。このように、待遇を保障されることで、経験豊富でスキルの高い保育士が勤務を続けることが可能となり、公立保育園が担う役割を果たせることにも繋がっています。

こども家庭庁が掲げる政策の保育において、「保育内容の質の保障の観点からの指針・要領の策定、保育等を担う人材の育成や確保のための支援」に取り組んでいくことが述べられており、公立保育園の果たす役割の重要性が高まってきていると思われま

しかし、現在、久留米市では保育園の民営化を進めており、その背景として公立保育園の建物の老朽化を挙げており、「私立保育園の建て替えは国から手厚く補助されているが、公立保育園の建て替えへの国の補助はないことが理由の一つとされている」ことが、男女平等政策審議会での行政との意見交換会で述べられています。

公立保育園の存在の重要性を考えた時に、他の市町村にはない9つもある公立保育園を是非とも存続に向けて、取り組んで頂きたいと考えます。施設の老朽化については、久留米市独自に必要な予算をとり対応し、しっかりと身分・賃金の保障された保育士による、充実した公立保育所の保育を今後も継続していただきたいです。

＜提言内容＞

- (1) 公立保育園を子育て支援センターも含め存続する方向に転換し、公務員保育士が活躍できる場を確保すること。
- (2) 久留米市として、9園分の老朽化施設の補修費用の捻出を検討すること。

施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

提言11 DV相談窓口等の案内について

<現状>

男女平等推進センターでは「女性のための総合相談」として様々な相談に対応し、相談の内容が法的な場合には、弁護士相談につながれているとのことです。その際、市の弁護士相談のほか、福岡県弁護士会や調停協会等が実施している無料相談の積極的な活用を促されているようです。また、弁護士との相談前に、相談員の方が相談内容整理のお手伝いや、必要に応じて相談への同行もされ、その後の対応や解決方法等についても、相談員が継続的に寄り添って支援されているとのことです。

一方、当該「女性のための総合相談」を含め、相談窓口等への案内はあるものの、方法は訪問または電話のみが実態であり、人にとってはハードルが高いように見受けられます。また、当該「女性のための総合相談」時に相談員の方が弁護士との相談前に相談内容の整理や相談への同行をさせていただいているケースでは問題が生じることは少ないかと思われませんが、当該相談以外における相談時に、各窓口（弁護士会など関連団体の無料相談会を含む）へ相談した後、具体的にどのような支援を受けることができるのかに関する周知が未だ不十分であるように考えられ、具体的な支援状況の周知を徹底することによって、各窓口への相談件数も増加することが想定されます。

<提言内容>

(1) 多様な相談方法の検討

窓口、電話では相談しにくい方、相談ができない方への一歩となる SNS などの活用の検討をいただきたい。

(2) 専門職団体との連携

相談を実施した後、各専門職団体等における支援を含め、具体的にどのような支援を受けることができるかをHPに記載する等の方法によって周知すべきである。

提言12 男女平等推進センター相談員処遇改善について

<現状>

久留米市はDV対策の先進自治体であり、テレビの全国放送で紹介されるなど全国的にも高い評価を受けています。このような成果の中核的な役割を果たしているのは、久留米市男女平等推進センターの相談員たちです。相談件数は2021年には4,700件を超え、その後もコロナ下以前に比べると高止まりです。専門的な知識と対応能力・スキルの集積には経験年数が必要であり、そのためには安定して仕事を続けられる処遇が必要です。

ところが、久留米市の相談員の労働条件が、2017年の会計年度任用職員への移行の中で引き下げられています。

経過措置として以前から在籍している相談員に関しては任用の仕方や期間に若干の

処遇の違いがあるものの、一定の期間が過ぎると再度試験を受けなおし、全く経験のない新任の相談員と同じ労働条件で働くことを強いられています。正規職員に認められている病気休暇・夏季休暇、勤勉手当などは、極力同じ人に勤務を長年継続してもらうための措置ですが、これらが適用されないことにより、相談員がしばしば退職して、新しく採用した人が一から覚えなければならない事態が発生します。専門性と熟練のスキルを備えていなければならない相談員という職種において、この状況は著しく不適切です。質の高い専門性を備えた相談員がいなければ、久留米市全体の DV 対応が機能不全に陥る可能性があります。

<提言内容>

- (1) 男女平等推進センター相談員の処遇改善を図ること。
 - ①特に任用は期間を定めないこと
 - ②希望する職員はフルタイムにすること
 - ③勤務労働条件の改善を図ること
- (2) 相談件数の増加に伴う労働の軽減を図るため、相談員の増員を図ること。

提言 13 SNS を通じた DV・DV 相談に関する効果的な広報の在り方

<現状>

DV 被害者の生命や安全が守られるためには、いつでも DV 相談を検索出来て、相談に繋がるようにできることが求められます。

久留米市公式 LINE での DV に関する周知をみますと、11 月 12 日のパープルリボンキャンペーンの周知広報時には、お知らせ画面の目立つ位置にアップされましたが、一瞬だけで、また新しいお知らせが出るたびに古いお知らせは見えにくくなってしまいます。久留米市公式 LINE の普通のトーク画面で「DV」と入れても「ゴミの分別にありません」というメッセージに繋がります。AI チャットボットに問い合わせる画面に移動して「DV」を問い合わせると、「DV とは親密な関係の・・・暴力」という説明が出て、具体的な相談先は表示されません。このような状況では、DV 被害者の相談には繋がらないと考えます。平日昼間は男女平等推進センターの相談に、夜間や休日は DV プラスの相談にと誘導するような広報の仕組みにすべきと考えます。

また、セーフコミュニティ DV 防止対策委員会により「なくそう！DV」という効果的な内容の動画を制作して頂きましたが、令和 5 年 11 月現在再生数 296 回、いいね 4 件と、閲覧者は少ない状況です。他のメディアでも周知をして頂き、広報を活発に行って頂きたいと考えます。

<提言内容>

- (1) 久留米市公式 LINE からの DV 相談窓口、問い合わせ方法の告知を改善すること。
- (2) 「なくそう！DV」 YouTube 動画を、久留米市公式 Facebook, くるっぱインスタ、くるっぱツイッター等での告知、広報紙でも取り上げ、周知を図ること。

施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

提言14 ライフ・ステージに合わせた女性と健康に関する教育（大人に対する教育）

<現状>

学校における性教育の実施が困難な中、望まない妊娠や性感染症の広がりが懸念されています。性に関する教育が少ないのは、いわゆる「はどめ規定」の影響もあるかと思いますが、そもそも、学校の教員や保護者など大人にも性教育に対するネガティブな印象があるからではないでしょうか。性についての教育は、幼少期から行うことが重要で、自分自身の体を大事にする、相手との関係性を大事にするなど、根本的なコミュニケーションの一つであると考えられています。その観点から、大人にも性について学ぶ機会があればと思います。

また「生理の貧困」などから見えてきたこととして、日本では女性が月経や更年期など自分自身の健康や体について学ぶ機会が少ないことなどもあります。また月経などは単に女性だけの課題だけではなく、家族、同僚、友人など、男性にも知っておいてもらいたいこととして世界で男性向けの教育も広がっています。

そのような世界的な流れを、久留米市ももっと取り入れてはどうでしょうか。女性自身がライフ・ステージに合わせた健康を考える機会があり、男女ともに互いに身心ともに健康でいる状態は、大変重要なことだと考えます。

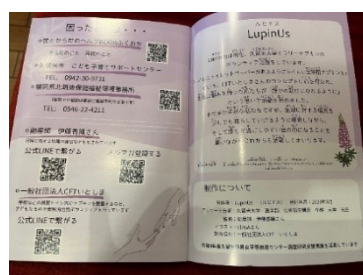
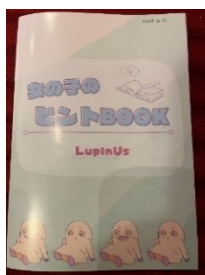
令和4年度に実施された「令和4年度久留米市男女平等推進センター調査研究支援事業」にて作成された『女の子のヒントブック』（久留米大学学生サークルLupinUs作成）（写真参照）¹などは、小学生にも大人にもわかりやすい様々な情報が掲載されている冊子となっています。大人自身も教育を受けていない自分の体について、このような冊子や活動をきっかけに活動の場が広がることを要望します。

<提言内容>

- (1) 大人に対しても、性や健康(ウェル・ビーイング)についての研修などを実施する。
具体的にはえーるピア、学校（PTA 関連）、公民館等での開催を行うこと。
- (2) 女性自身が自分の体や健康を考える機会をつくることで、子宮頸がんなどの健診を受けたり、働きやすい職場づくりなどの行動変容につながるような工夫を行う。

¹ 【参考資料】

「令和4年度久留米市男女平等推進センター調査研究支援事業」にて作成された『女の子のヒントブック』（久留米大学学生サークルLupinUs作成）



施策2 様々な困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる環境の整備

提言15 パートナーシップ制度について

<現状>

福岡県のパートナーシップ宣誓制度が2022年4月からスタートしたことにあわせて、久留米市では県の制度の利用者について、「市営住宅等の入居者募集」、「障害のある方のために使用する場合の軽自動車税の減免」の行政サービスを利用できることとしています。

福岡県のウェブサイトでは、県のパートナーシップ宣誓制度で利用できる市町村の行政サービスについて紹介されており、市町村における住民サービスの適用状況はばらつきがあることがわかります²。

久留米市における上記の適用状況は他の自治体と比較して十分なものとはいえない可能性があり、適用範囲を拡充していくことが求められます。

<提言内容>

先進自治体での行政サービスの適用状況について情報収集を行い、久留米市における適用範囲の拡充について検討すること。

² 【参考資料】

福岡県、2023、「福岡県パートナーシップ宣誓制度について」、(2023年12月6日、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html>)。

計画推進体制の整備

1 計画推進体制の強化・徹底

2 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実

3 市民との協働

提言 16 男女平等推進委員の活用について

<現状>

本市の男女平等を進める条例第3章「苦情等の申出の処理」に定めている男女平等推進委員は、市民の生活の中で生じる雇用をはじめ、さまざまな性別による差別や権利侵害に実質的に対応できる独任制の機関です。そのため男女平等推進委員の持つ権限は強く、申出事案に対して是正、改善等救済のための措置をとることが出来ます。しかも手続も簡素で無料で相談ができ、迅速的解決が得られるという非常に優れた救済制度です。2020年3月から始まったコロナ下で非正規雇用の女性が大量に仕事を失いました。また、女性の自殺も増えました。しかし、男女平等推進委員への申出は2020年度苦情1件、2021年度0件、2022年度救済1件です。男女平等推進委員が活用されなかったことが残念でなりません。市は、本市には男女平等推進委員という優れた救済制度があることを、実際に解雇された後で男女平等推進委員制度を知った人がいる一方、男女平等推進委員に申し出て問題を解決した人もいるなど具体的な実例を挙げて、あらゆる機会をとらえ全庁をあげて周知し、困難を抱える女性につなぐべきです。

<提言内容>

男女平等推進委員の活用に全庁で取り組むとともに、市民へは苦情処理機関としての男女平等推進委員制度の周知を図ること。

提言 17 第4次久留米市男女共同参画行動計画について

<現状>

国は自治体が男女平等行政を行う法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」で、男女平等問題は人権問題であるとの認識に立ち、その解決には人々の意識、社会制度、慣行にまで踏み込んだ法の実効性を追求するために、行動計画の策定を求めました。そのため行動計画の施策は行政のあらゆる分野に及びます。したがって社会に根深く構造化されている性別役割分業慣習と社会資源の性別偏在を解消し、人権の確立と真の男女平等を実現させるためには個別・単発の対策では解消できず、個別対策を体系的に組み立て、全体として成果を上げていく取組が必須となります。行政内の担当部局が有機的に施策を担当するための「行動計画」こそが、施策の全庁的な調整、管理、推進を可能とするものであり、その意味で担当課の明記と工程表に基づく進捗状況の把握は欠かせません。本市では他にも多くの計画が策定されていますが、性差別を撤廃し人権確立と真の男女平等社会を目指す「行動計画」は他の計画とは異なる性格をもつものであり、他の計画と同じレベルでのスリム化や統合にはそぐわないものでもあることをしっかり認識する必要があります。日本のジェンダー格差が世界でも下落の一途をたどっているのは、社会全体の人権意識の低さと差別が許されないものであることの認識の甘さに加え、総合的にあらゆる分野での長期に亘る地道で継続的施策の実施とその追跡がないか

らであると考えられます。この観点からも行動計画の策定意義を今一度振り返り、実効あるものにするため、実施計画を策定する必要があると考えます。

<提言内容>

第5次久留米市男女共同参画行動計画では施策毎の目標、達成時期、担当する課を明記した実施計画を作成すること。

資料

第18期久留米市男女平等政策審議会委員名簿

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

	委員名	職業・所属等
教育・社会参画部会	○井上 智史 ③	九州大学 大学院人間環境学研究院 講師
	緒方 浩一 ①	久留米市校区まちづくり連絡協議会 副会長 田主丸校区まちづくり振興会 会長
	堀田 富子 ①	久留米男女平等推進ネットワーク会長 久留米市男女平等推進センター運営委員会委員長
	○酒井 佳世 ①	久留米大学基盤教育研究センター 准教授
労働部会	今村 美恵子 ②	久留米男女平等推進ネットワーク会員
	○野依 智子 ①	福岡女子大学国際文理学部 教授
	山田 剛 ①	久留米商工会議所 総務課長
	山口 美矢 ①	九州大学 監事
	郷原 武樹 ①	連合福岡北筑後地域協議会 副議長
生活・福祉部会	田中 絵里緒 ①	一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所
	○松本 圭史 ①	福岡県弁護士会 筑後部会
	○田中 佳代 ③	久留米大学医学部看護学科 教授
	奥村 豊彦 ②	久留米市民生委員児童委員協議会 副会長
	○宮地 歌織 ②	静岡大学 男女共同参画推進室 助教

※網掛けは女性

※委員名欄の数字は通算委嘱期数。

○は学識経験者

注：女性…8 / 14 = 57.1% 男性…6 / 14 = 42.9%

令和5年度 男女平等政策審議会開催実績

日 付	会議等	内 容
令和5年 6月 8日 (木)	●第1回全体会	(1) 第4次久留米市男女共同参画行動計画(第3次DV対策基本計画)の令和4年度取組状況 (2) 久留米市男女平等政策審議会提言書に対する回答 (3) 久留米市における女性の登用状況 (4) 久留米市におけるDVの相談状況
6月19日 (月)	◇第1回教育・社会参画部会	・行政との意見交換会に関する協議
6月20日 (火)	◇第1回労働部会	
6月20日 (火)	◇第1回生活・福祉部会	
8月17日 (木)	●◇第2回全体会及び部会	・行政との意見交換会に関する協議
11月 2日 (木)	●第3回全体会	・行政との意見交換会
11月20日 (月)	◇第3回教育・社会参画部会	・提言書作成に関する協議
11月24日 (金)	◇第3回労働部会	
11月27日 (月)	◇第3回生活・福祉部会	
12月21日 (木)	●◇第4回全体会及び部会	・提言書作成に関する協議
令和6年 1月25日 (木)	●第5回全体会	・提言書作成に関する協議
3月22日 (金)	市長への提言提出	・提言書の提出

●全体会：委員全員が出席する会議（5回実施）

◇部 会：①教育・社会参画部会（4回実施）

②労働部会（4回実施）

③生活・福祉部会（4回実施）

久留米市男女平等を進める条例

平成14年9月30日

久留米市条例第27号

改正 平成16年12月28日条例第52号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 男女平等推進のための基本的施策（第8条—第16条）
 - 第3章 苦情等の申出の処理（第17条—第29条）
 - 第4章 久留米市男女平等政策審議会（第30条—第33条）
 - 第5章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような

身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。

(7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程へ

の女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女

共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理 (男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出（「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願

が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。

5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出（前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。）があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整（以下「あっせん等」という。）を行うことができる。

2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。

3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置を

とるべき旨を要請することができる。

4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。

5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会 (設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えるこ

とができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。
- (2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要があるときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

(平16条例52・追加)

附 則 (平成16年12月28日条例第52号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)
- 4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員(当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの(以下「現行の委員」という。))の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。)の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

ドメスティック・バイオレンス（DV）のないまちづくり

宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)